

第18号議案

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法の改正に伴い、降給の事由、手続等について定めるため。

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の分限に関する条例（平成17年豊岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職の手續及び効果」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「理由」を「事由」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（降給の種類及び事由）

第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 職員を降格することができる場合は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合とする。

- (1) 勤務評定又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

3 職員を降号することができる場合は、勤務評定又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合とする。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職する場合」の右に「又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 降給の種類を降格及び降号とし、職員を降格又は降号することができる場合について定めること。（第2条の2関係）
- (2) 心身の故障による降格を行う場合は、医師2名の診断を必要とすること。また、降給の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないこと。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の分限に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職の理由) 第2条 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職の事由) 第2条 略 (降給の種類及び事由) 第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。 2 職員を降格することができる場合は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合とする。 (1) 勤務評定又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 3 職員を降号することができる場合は、勤務評定又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合とする。

(降任、免職 及び休職の手続) 第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合 において、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。 2 職員の意に反する降任、免職又は休職 の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。	(降任、免職、休職及び降給の手続) 第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降給する場合には、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。 2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。
---	---

第19号議案

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営状況に関する任命権者の報告事項に係る規定を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の勤務評定の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

- (1) 地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営状況に関する任命権者の報告事項に係る規定を改めること。(第3条関係)
- (2) 行政不服審査法の改正に伴い、用語の修正を行うこと。(第5条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 職員の研修及び勤務成績の評価の状況 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (公平委員会の報告事項) 第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) <u>職員の勤務評定の状況</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 職員の研修 <u> </u> の状況 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (公平委員会の報告事項) 第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 略 (2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u> の状況

第20号議案

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、他の法令による給付を受けている者に対する補償額の調整に係る規定を改めるため。

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表傷病補償年金の部の右欄及び同条第2項の表の右欄中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、他の法令による給付を受けている者に対する補償額の調整に係る規定を改めること。（附則第9条関係）

2 附則

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。（改正条例附則第1項関係）
- (2) この条例の施行に伴い必要な経過措置について定めること。（改正条例附則第2項関係）

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）								
附 則 （他の法令による給付との調整） 第9条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。	附 則 （他の法令による給付との調整） 第9条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。								
<table border="1"> <tr> <th>傷病補償年金</th><th>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73</th></tr> <tr> <td>害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭</td><td></td></tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73	害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭		<table border="1"> <tr> <th>傷病補償年金</th><th>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73</th></tr> <tr> <td>害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭</td><td></td></tr> </table>	傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73	害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭	
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73								
害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭									
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障0.73								
害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金等」という。）及び国民年金法（昭									

和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)	0.75
附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89

和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)	0.75
附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89

障害補償年金	略	略
遺族補償年金	略	略
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金		0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.88
旧船員保険法による障害年金		0.75
旧厚生年金保険法による障害年金		0.75
旧国民年金法による障害年金		0.89

障害補償年金	略	略
遺族補償年金	略	略
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金		0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）		0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.88
旧船員保険法による障害年金		0.75
旧厚生年金保険法による障害年金		0.75
旧国民年金法による障害年金		0.89

第21号議案

豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例制定について

豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関して必要な事項を定めるため。

豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊岡市消費生活センター
- (2) 位置 豊岡市中央町2番4号

(事務の実施日等)

第3条 豊岡市消費生活センター（以下「センター」という。）の法第8条第2項第1号及び第2号に規定する事務の実施日及び実施時間は、豊岡市の休日を定める条例（平成17年豊岡市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後4時までとする。

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員を置く。

(研修)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市消費生活センターの組織、運営等に関する条例案要綱

1 趣旨

この条例は、消費者安全法の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。こと。(第1条関係)

2 名称及び位置

名称を豊岡市消費生活センターとし、位置を豊岡市中央町2番4号とすること。(第2条関係)

3 事務の実施日等

消費生活センターの相談受付事務の実施日及び実施時間は、市の休日以外の日の午前9時から午後4時までとすること。(第3条関係)

4 職員

消費生活センターに、所長その他必要な職員を置くこと。(第4条関係)

5 消費生活相談員

消費生活センターに、消費者安全法に規定する消費生活相談員を置くこと。(第5条関係)

6 研修

市長は、消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。こと。(第6条関係)

7 情報の安全管理

市長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。こと。(第7条関係)

8 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

第22号議案

豊岡市立豊岡清掃センターにおける廃棄物の処理に関する条例を廃止
する条例制定について

豊岡市立豊岡清掃センターにおける廃棄物の処理に関する条例を廃止する条例を
次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

クリーンパーク北但の稼動開始に伴い、豊岡清掃センターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立豊岡清掃センターにおける廃棄物の処理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立豊岡清掃センターにおける廃棄物の処理に関する条例（平成17年豊岡市条例第225号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第23号議案

豊岡市廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

豊岡清掃センターの閉鎖に伴い関係規定を削るとともに、下水道使用料の改定を参酌し、し尿等の処理手数料を改定するため。

豊岡市廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市廃棄物処理手数料条例（平成17年豊岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般廃棄物の処理」を「し尿等の処理等」に、「一般廃棄物処理手数料」を「し尿等処理手数料」に改め、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（処理手数料の算定方法等）

第3条 処理手数料の算定は、従量制によるものとし、算定の基礎となる量は、市長の認定するところによる。

2 処理手数料は、納入通知書により徴収するものとする。

第4条を削る。

第5条中「第2条及び第3条に規定する処理手数料等について、」を削り、「、処理手数料等」を「、処理手数料」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種別	取扱区分	処理施設	手数料
し尿	収集運搬処理	浄化センター	180リットルまで1,380円とし、これを超える量90リットルまでごとに690円を加算する。
浄化槽汚泥	処理	浄化センター	180リットルまで450円とし、これを超える量90リットルまでごとに225円を加算する。

別表第2を削る。

第2条 豊岡市廃棄物処理手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,380円」を「1,530円」に、「690円」を「765円」に、「450円」を「500円」に、「225円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の豊岡市廃棄物処理手数料条例別表第1の規定は、平成28年7月1日以後に収集するし尿及び搬入される浄化槽汚泥に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿及び搬入された浄化槽汚泥に係る手数料については、なお従前の例による。

豊岡市廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市廃棄物処理手数料条例（第1条関係）

豊岡清掃センターの閉鎖に伴い、ごみ処理手数料及び産業廃棄物処分費用の徴収を終了すること。（第2条から第4条まで、別表第1、別表第2関係）

(2) 豊岡市廃棄物処理手数料条例（第2条関係）

下水道使用料の改定に伴い、公共下水道接続世帯との負担の公平性を保つため、し尿等に係る処理手数料を見直すこと。（別表第1関係）

2 附則

(1) この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。ただし、第2条の規定は、平成28年7月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 第2条の規定による改正後の別表第1の規定は、平成28年7月1日以後に収集するし尿及び搬入される浄化槽汚泥に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿及び搬入された浄化槽汚泥に係る手数料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市廃棄物処理手数料条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(処理手数料) 第2条 市長は、一般廃棄物の<u>処理</u>に関し、別表第1に定める一般廃棄物<u>処理手数料</u>（以下「<u>処理手数料</u>」という。）を徴収する。 2 市及び市が委託した業者が搬入する一般廃棄物を処理する場合は、前項の規定は、適用しない。 (処分費用) 第3条 市長は、産業廃棄物の<u>処理</u>に関し、別表第2に定める産業廃棄物<u>処分費用</u>（以下「<u>処分費用</u>」という。）を徴収する。 (処理手数料等の徴収) 第4条 第2条に規定する処理手数料及び第3条に規定する処分費用（以下「<u>処理手数料等</u>」という。）の算定は、従量制によるものとし、算定の基礎となる量は、市長の認定するところによる。 2 処理手数料等の徴収は、次に掲げる方法によるものとする。 (1) 処理手数料のうちし尿処理に係るものにあつては、納入通知書により徴収する。 (2) 処理手数料のうちごみ処理に係るもの及び処分費用にあつては、搬入の都度徴収する。ただし、定期的搬入者等として市長が特別な事情があると認めた場合は、翌月の10日までに前月分を納入通知書により徴収する。 (手数料の減免)	(処理手数料) 第2条 市長は、し尿等の<u>処理等</u> に関し、別表第1に定めるし尿等<u>処理手数料</u> （以下「<u>処理手数料</u>」という。）を徴収する。 (処理手数料の算定方法等) 第3条 <u>処理手数料の算定は、従量制によるものとし、算定の基礎となる量は、市長の認定するところによる。</u> 2 <u>処理手数料は、納入通知書により徴収するものとする。</u> (手数料の減免)

第5条 第2条及び第3条に規定する処理手数料等について、市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、処理手数料等を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第6条 略

(委任)

第7条 略

別表第1 (第2条関係)

種別	取扱区分	処理施設	手数料	超過金額
ごみ	処分	ごみ処理施設	20kgまでごとに 260円	—
し尿	収集運搬処分	し尿処理施設	180lまで 1,380円 これを超過する量90リットルまでごとに690円を加算する。	90lまでを超過する量90リットルまでごとに690円を加算する。
し尿	処分	し尿処理施設	180lまで 450円 これを超過する量90リットルまでごとに225円を加算する。	90lまでを超過する量90リットルまでごとに225円を加算する。
浄化槽汚泥	処分	し尿処理施設	180lまで 450円 これを超過する量90リットルまでごとに225円を加算する。	90lまでを超過する量90リットルまでごとに225円を加算する。

別表第2 (第3条関係)

種別	取扱区分	処理施設	手数料
ごみ	処分	ごみ処理施設	20kgまでごとに 260円

第4条

市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第5条 略

(委任)

第6条 略

別表第1 (第2条関係)

種別	取扱区分	処理施設	手数料
し尿	収集運搬処理	浄化センター	180リットルまで1,380円とし、これを超過する量90リットルまでごとに690円を加算する。
浄化槽汚泥	処理	浄化センター	180リットルまで450円とし、これを超過する量90リットルまでごとに225円を加算する。

豊岡市廃棄物処理手数料条例新旧対照表（第2条関係）

現行					改正後（案）				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
種別	取扱区分	処理施設	手数料		種別	取扱区分	処理施設	手数料	
し尿	収集運搬処理	浄化センター	180リットルまで1,380円とし、これを超える量90リットルまでごとに690円を加算する。		し尿	収集運搬処理	浄化センター	180リットルまで1,530円とし、これを超える量90リットルまでごとに765円を加算する。	
浄化槽汚泥	処理	浄化センター	180リットルまで450円とし、これを超える量90リットルまでごとに225円を加算する。		浄化槽汚泥	処理	浄化センター	180リットルまで500円とし、これを超える量90リットルまでごとに250円を加算する。	

第24号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

税の減免に係る申請期限及び申請書記載事項の変更並びに徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請手続について定めるため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」を「又は名称」に改め、同条第5号中「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」を「又は名称」に改める。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

- 2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に定める方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に定める方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「法人番号」の右に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第63条の2第1項第1号中「）又は法人番号」の右に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加える。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「いう。」の右に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の右に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第90条第2項及び第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号）」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号）」に改める。

第149条第1号中「いう。」の右に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の右に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」

を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第17条まで、第18条、第18条の2及び第23条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）第51条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 3 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

(豊岡市国民健康保険税条例の一部改正)

- 4 豊岡市国民健康保険税条例(平成17年豊岡市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

(豊岡市重要伝統的建造物群保存地区における豊岡市市税条例の特例を定める条例の一部改正)

- 5 豊岡市重要伝統的建造物群保存地区における豊岡市市税条例の特例を定める条例(平成19年豊岡市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 市税の徴収の猶予又は徴収の猶予の延長をする場合の納付又は納入に係る分割の方法等について定めること。(第8条関係)
- (2) 市税の徴収の猶予又は徴収の猶予の延長を申請する場合の申請書記載事項、添付書類等について定めること。(第9条関係)
- (3) 職権による換価の猶予をする場合の納付又は納入に係る分割の方法等について定めること。(第10条関係)
- (4) 換価の猶予を申請する場合の納付又は納入に係る分割の方法、申請期限、申請書記載事項、添付書類等について定めること。(第11条関係)
- (5) 徴収の猶予又は換価の猶予において、猶予金額が100万円以下である場合、猶予期間が3箇月以内である場合等では、担保の徴収を必要としないこと。(第12条関係)
- (6) 市民税の減免にかかる申請期限をその納期限までとするとともに、申請書への個人番号の記載を不要とすること。(第51条関係)
- (7) 固定資産税の減免にかかる申請期限をその納期限までとすること。(第71条関係)
- (8) 軽自動車税の減免にかかる申請期限をその納期限までとすること。(第89条、第90条関係)
- (9) 特別土地保有税の減免にかかる申請期限をその納期限までとするとともに、申請書への個人番号の記載を不要とすること。(第139条の3関係)
- (10) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、徴収の猶予、換価の猶予等に関する改正規定は、平成28年4月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(改正条例附則第2項、第3項関係)
- (3) その他の条例について、所要の規定の整備を行うこと。(改正条例附則第4項、第5項関係)

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 第8条から第17条まで 削除	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称 並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。 （徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法） 第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、

又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。（職権による換価の猶予の手続等）

- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に定める方法とする。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に定める方法とする。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u> 6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	
(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u> (2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u> (3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u>	
7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u> <u>(担保を徴する必要がない場合)</u>	
第12条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u> (1) <u>猶予に係る金額が100万円以下である場合</u> (2) <u>猶予期間が3月以内である場合</u> (3) <u>担保を徴することができない特別の事情がある場合</u> 第13条から第17条まで <u>削除</u>	(公示送達) 第18条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u> (災害等による期限の延長) 第18条の2 <u>市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をする</u>
(公示送達) 第18条 <u>法</u> <u>第20条</u> の2の規定による公示送達は、豊岡市公告式条例（平成17年豊岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (災害等による期限の延長) 第18条の2 <u>市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条に</u>	(災害等による期限の延長) 第18条の2 <u>市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条に</u>

ことができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略	ことができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5 略
(市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略	(市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 令 第47条	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 令 第47条
に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略	に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (市民税の申告) 第36条の2 略 2～7 略
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(市民税の減免) 第51条 略	(市民税の減免) 第51条 略
2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u> <u>7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所又は居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号	2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前</u> <u>7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所又は居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号
(2) ～(4) 略 3 ～ 4 略	(2) ～(4) 略 3 ～ 4 略
(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）	(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）
(2) ～(4) 略 2 略	(2) ～(4) 略 2 略

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら
ない。

(1)～(6) 略

3～4 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）次条において同じ。）又は法人番号

（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(9) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

(固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら
ない。

(1)～(6) 略

3～4 略

(軽自動車税の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号

（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(9) 略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、「厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

第90条 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、「厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____）又は法人番号_____

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号_____を有しない者にあつては、住所及

び氏名又は名称)

(2)～(4)

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏

名又は名称) (2)～(3) 略	名又は名称) (2)～(3) 略
---------------------	---------------------

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(国民健康保険税の減免) 第23条 略 2～3 略 4 第1項又は第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、その事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。 5～6 略	(国民健康保険税の減免) 第23条 略 2～3 略 4 第1項又は第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、その事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。 5～6 略

豊岡市重要伝統的建造物群保存地区における豊岡市市税条例の特例を定める条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(申請) 第4条 前条第1項の規定により特例措置の適用を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、特例措置の適用を受けようとする最 初の年度の納期限前7日までに申請書を市長に提出しなければならな い。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでな い。 2 略	(申請) 第4条 前条第1項の規定により特例措置の適用を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、特例措置の適用を受けようとする最 初の年度の納期限____までに申請書を市長に提出しなければならな い。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでな い。 2 略

第25号議案

豊岡市立高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例制定について

豊岡市立高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

豊岡市立高齢者生活支援センターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第98号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第3 弘道地区公民館の部の次に次のように加える。

菅谷地区公民館	機能回復訓練室	1,230円	1,640円	1,640円
	交流室	420円	560円	560円
	研修室	420円	560円	560円
	食生活指導室	1,230円	1,640円	1,640円

豊岡市立高齢者生活支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 内容

豊岡市立高齢者生活支援センターを廃止すること。

2 附則

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 菅谷地区高齢者生活支援センターを引き続き菅谷地区公民館として利用するため、豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の所要の規定の整備を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）			
別表第3（第10条関係）		別表第3（第10条関係）			
公民館の名称	区分	公民館の名称	区分	使用料	
				午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで
豊岡地区公民館 ～ 弘道地区公民館	略	豊岡地区公民館	略	略	略
		弘道地区公民館		略	略
合橋地区公民館 ～ 高橋地区公民館	略	萱谷地区公民館	機能回復訓練室	1,230円	1,640円
			交流室	420円	560円
			研修室	420円	560円
			食生活指導室	1,230円	1,640円
備考 略		合橋地区公民館	略	略	略
		高橋地区公民館		略	略
備考 略		備考 略			

第26号議案

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

総合健康ゾーン診療所において、初めての受診である場合に限り手数料を無料にするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例（平成23年豊岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、診療所で初めて受診する者に係る手数料は無料とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

総合健康ゾーン診療所において、初めての受診である場合に限り手数料を無料にすること。(第7条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（手数料） 第7条 運動負荷試験結果証明書及び運動療法処方せんの交付を受けた者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 （1）～（2） 略	（手数料） 第7条 運動負荷試験結果証明書及び運動療法処方せんの交付を受けた者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。<u>ただし、診療所で初めて受診する者に係る手数料は無料とする。</u> （1）～（2） 略

第27号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市立診療所に勤務する医師が休日急病診療所で診療業務に従事した際の手当について規定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次の1号を加える。

(10) 休日急病診療所診療業務

第16条第2項中「相当する額」の右に「、同項第10号に掲げる業務にあつては従事した日1日につき17万1,400円を超えない範囲内で市長が定める額」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

市立診療所に勤務する医師が休日急病診療所で診療業務に従事した際の手当について規定すること。(第16条関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(診療所に勤務する職員の特殊勤務手当) 第16条 診療所に勤務する職員の特殊勤務手当は、医師が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して支給する。 (1)～(9) 略 2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、同項第1号に掲げる業務にあっては1件につき400円、同項第2号に掲げる業務にあっては1件につき2,300円、同項第3号に掲げる業務にあっては1件につき1,300円、同項第4号から第9号までに掲げる業務にあっては1件につき厚生労働大臣が定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した往診料に2分の1を乗じた額に相当する額	(診療所に勤務する職員の特殊勤務手当) 第16条 診療所に勤務する職員の特殊勤務手当は、医師が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して支給する。 (1)～(9) 略 <u>(10) 休日急病診療所診療業務</u> 2 前項に規定する特殊勤務手当の額は、同項第1号に掲げる業務にあっては1件につき400円、同項第2号に掲げる業務にあっては1件につき2,300円、同項第3号に掲げる業務にあっては1件につき1,300円、同項第4号から第9号までに掲げる業務にあっては1件につき厚生労働大臣が定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した往診料に2分の1を乗じた額に相当する額、同項第10号に掲げる業務にあっては従事した日1日につき17万1,400円を <u>超えない範囲内で市長が定める額とする。</u>

第28号議案

豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例制定について

豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

商業が地域のにぎわいの創出とコミュニティの発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等が地域のまちづくり活動に積極的に参加する機運を高めるため。

豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、商業が地域のにぎわいの創出とコミュニティの発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等が地域のまちづくり活動に積極的に参加する機運を高め、もって地域の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 市内において小売業、サービス業その他の商業を営む者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合その他の商店街の振興を目的とする団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (3) 大規模小売店 大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。)のうち、市内に立地するものをいう。
- (4) 中規模小売店 店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)が250平方メートル以上1,000平方メートル以下である店舗のうち、市内に立地するものをいう。
- (5) 地域経済団体 豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡市商業振興協議会その他の市の経済振興を目的とする団体をいう。

(商業者の責務)

第3条 商業者は、自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化に努めるとともに、地域社会の構成員であるとの認識に立ち、商店会及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

- 2 商業者は、商店会、地域経済団体等と連携し、商業振興事業並びに地域のにぎわい及び交流の場を創出する事業への参加に努めるものとする。

(商店会の責務)

第4条 商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供するとともに、地域のコミュニティ形成の核としてのにぎわい及び交流の場を創出して商店街の活性化を図り、地域社会への貢献に努めるものとする。

- 2 商店会は、空き店舗の状況及び商店街の実態を把握し、関係機関と連携して課題解決に努めるとともに、その組織基盤を強化するため、商業者の加入促進及び商店会相互の連携に努めるものとする。

(大規模小売店の設置者等の責務)

第5条 大規模小売店の設置者及び当該大規模小売店において事業を営む者（以下「大規模小売店の設置者等」という。）は、大規模小売店舗立地法第4条の指針に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するものとする。

2 大規模小売店の設置者等は、店舗の周辺地域の他の事業者、地域経済団体等との共存を図るとともに、これらと連携し、商業振興事業並びに地域のにぎわい及び交流の場を創出する事業への参加に努めるものとする。

3 大規模小売店の設置者等は、地域社会の構成員であるとの認識に立ち、商店会及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

（中規模小売店の設置者等の責務）

第6条 中規模小売店の設置者及び当該中規模小売店において事業を営む者（以下「中規模小売店の設置者等」という。）は、店舗の周辺地域の生活環境の保持のため、中規模小売店の施設の配置及び運営方法に関する事項に配慮するものとする。

2 中規模小売店の設置者等は、店舗の周辺地域の他の事業者、地域経済団体等との共存を図るとともに、これらと連携し、商業振興事業並びに地域のにぎわい及び交流の場を創出する事業への参加に努めるものとする。

3 中規模小売店の設置者等は、地域社会の構成員であるとの認識に立ち、商店会及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

（地域経済団体の責務）

第7条 地域経済団体は、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、商店会、市等と協力し、地域のにぎわい及び交流の場を創出する事業の実施に努めるものとする。

2 地域経済団体は、商業振興に係る課題を把握し、関係機関と連携して解決に努めるとともに、その組織基盤を強化するため、事業者の加入促進及び地域経済団体相互の連携に努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、国、兵庫県、地域経済団体等と連携し、商業の振興のために必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例案要綱

1 目的

この条例は、商業が地域のにぎわいの創出とコミュニティの発展に果たす役割の重要性に鑑み、商業者等が地域のまちづくり活動に積極的に参加する機運を高め、もって地域の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とすること。

(第1条関係)

2 定義

この条例における用語の意義は、次のとおりとすること。(第2条関係)

- (1) 商業者とは、市内において小売業、サービス業その他の商業を営む者をいうこと。
- (2) 商店会とは、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合その他の商店街の振興を目的とする団体のうち、市内で活動するものをいうこと。
- (3) 大規模小売店とは、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗のうち、市内に立地するものをいうこと。
- (4) 中規模小売店とは、店舗面積が250平方メートル以上1,000平方メートル以下の店舗のうち、市内に立地するものをいうこと。
- (5) 地域経済団体とは、豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡市商業振興協議会その他の市の経済振興を目的とする団体をいうこと。

3 商業者の責務

商業者の責務は、経営基盤の安定及び強化に努めること、商店会及び地域経済団体への加入に努めること並びに商業振興事業及び地域のにぎわいと交流の場を創出する事業への参加に努めることとすること。(第3条関係)

4 商店会の責務

商店会の責務は、市民の生活に必要な利便を提供すること、地域のにぎわい及び交流の場を創出すること、商店街の課題解決に努めること並びに組織への商業者の加入促進及び商店会相互の連携に努めることとすること。(第4条関係)

5 大規模小売店の設置者等の責務

大規模小売店の設置者等（大規模小売店の設置者及び当該大規模小売店において事業を営む者をいう。）の責務は、店舗の周辺地域の生活環境の保持のために施設の配置及び運営方法に配慮すること、商業振興事業及び地域のにぎわいと交流の場を創出する事業への参加に努めること並びに商店会及び地域経済団体への加入に努めることとすること。(第5条関係)

6 中規模小売店の設置者等の責務

中規模小売店の設置者等（中規模小売店の設置者及び当該中規模小売店において事業を営む者をいう。）の責務は、店舗の周辺地域の生活環境の保持のために施

設の配置及び運営方法に配慮すること、商業振興事業及び地域のにぎわいと交流の場を創出する事業への参加に努めること並びに商店会及び地域経済団体への加入に努めることとすること。(第6条関係)

7 地域経済団体の責務

地域経済団体の責務は、商業者の事業活動に対する支援を行うこと、地域のにぎわい及び交流の場を創出する事業の実施に努めること、商業振興に係る課題の解決に努めること並びに組織への商業者の加入促進及び地域経済団体相互の連携に努めることとすること。(第7条関係)

8 市の責務

市の責務は、この条例の目的を達成するため、国、兵庫県、地域経済団体等と連携し、商業の振興のために必要な施策を実施することとすること。(第8条関係)

9 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

第29号議案

豊岡市営厚生年金住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市営厚生年金住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

老朽化した豊岡市営厚生年金住宅を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営厚生年金住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市営厚生年金住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第151号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第30号議案

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「及び第5項から第11項まで」を「、第5項から第11項まで及び第13項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、引用する条
項を改めること。(第8条関係)

2 附則

この条例は、平成28年6月23日から施行すること。

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(選定方法及び使用許可) 第8条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから適当と認める者を選定し、テナント区画の使用を許可するものとする。 (1)～(4) 略 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項から第11項まで _____ に規定する営業を行わない者であること。 (6)～(7) 略 2～3 略	(選定方法及び使用許可) 第8条 指定管理者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから適当と認める者を選定し、テナント区画の使用を許可するものとする。 (1)～(4) 略 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行わない者であること。 (6)～(7) 略 2～3 略

第31号議案

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

竹野北前館の改修に伴い、事業の内容等を改めるため。

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 北前船に関する歴史資料の展示に関する事。
 - (2) ジオパークに関する資料の展示に関する事。
 - (3) 観光情報及び地域情報の提供に関する事。
 - (4) 都市との交流活動の支援に関する事。
 - (5) 竹野温泉の利活用に関する事。
 - (6) 北前館の施設（別表に掲げる施設及び附属設備を含む。以下「施設」という。）を利用させる事。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、北前館の目的を達成するために必要な事業
- 第4条の3中「北前資料展示室」を「案内所及び資料展示室」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 竹野北前館の事業内容に、ジオパークに関する資料の展示にすること並びに観光情報及び地域情報の提供にすることを加えること。(第3条関係)
- (2) 案内所及び資料展示室の開設時間を定めること。(第4条の3関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（事業） 第3条 北前館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） <u>北前船に関する歴史資料の展示に関すること。</u> （2） <u>竹野温泉の利活用に関すること。</u> （3） <u>都市との交流活動の支援に関すること。</u> （4） <u>前3号の活動のために北前館の施設（別表に掲げる施設及び附属設備を含む。以下「施設」という。）を利用させること。</u> （5） <u>前各号に掲げるもののほか、北前館の目的を達成するために必要な事業</u>	（事業） 第3条 北前館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） <u>北前船に関する歴史資料の展示に関すること。</u> （2） <u>ジオパークに関する資料の展示に関すること。</u> （3） <u>観光情報及び地域情報の提供に関すること。</u> （4） <u>都市との交流活動の支援に関すること。</u> （5） <u>竹野温泉の利活用に関すること。</u> （6） <u>北前館の施設（別表に掲げる施設及び附属設備を含む。以下「施設」という。）を利用させること。</u> （7） <u>前各号に掲げるもののほか、北前館の目的を達成するために必要な事業</u>
2 略 （開館時間） 第4条の3 北前館の開館時間は、午前9時から午後9時まで（北前資料展示室は、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその時間を変更することができる。	2 略 （開館時間） 第4条の3 北前館の開館時間は、午前9時から午後9時まで（案内所及び資料展示室は、午前9時から午後5時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその時間を変更することができる。

第32号議案

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市の公園に出石福住防災公園を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表観光又は交流公園の部豊岡市日高花の基地公園の項の次に次のように加える。

豊岡市出石福住防災公園	豊岡市出石町福住931番地の1
-------------	-----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

市の公園に出石福住防災公園を加え、その位置を豊岡市出石町福住931番地の1とすること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
種類	名称	位置		種類	名称	位置	
開発又は 自然公園	略	略		開発又は 自然公園	略	略	
観光又は 交流公園	豊岡市城崎駅通り公園 ～ 豊岡市日高花の基地公園	略		観光又は 交流公園	豊岡市城崎駅通り公園 ～ 豊岡市日高花の基地公園	略	
道路又は 河川公園 ～ 農村公園	略	略		道路又は 河川公園 ～ 農村公園	豊岡市出石福住防災公園 豊岡市出石町福住931番地の1		